

地域計画

策定年月日	令和7年3月24日
更新年月日	
目標年度	令和11年度
市町村名 (市町村コード)	矢吹町 (07466)
地域名 (地域内農業集落名)	北中畑地区 (平鉢、大畑、寺内、鍋内、弥栄)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	236.4 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	226.9 ha
② 田の面積	179.5 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	56.9 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

多面的機能直接支払交付金を活用し、農地の維持管理や水路等の点検に努めている。
当地域は水稻・種子場・野菜を作目として農業の盛んな地域であるが、高齢化が進んでおり、後継者の確保および次世代農業者の育成が課題である。
耕作放棄地が広がっており、ハクビシン等有害鳥獣が増加している。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地域の主要作物である水稻・種子場・野菜について、地域と関係機関で連携を図りながら、農地をどのように管理していくかを筆ごとに検討し、農地の現状維持を図っていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地の状況及び課題を把握し、対応策について検討していく。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	93	%	将来の目標とする集積率	93	%
--------	----	---	-------------	----	---

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

規模縮小、リタイアで耕作不能となる農地については、引き受け意向のある担い手への集積を図り、現状維持を希望する担い手については継続して作付を行う。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
地域の担い手を中心に農地を集積し、効率的に農作物の生産を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域の実情を踏まえ必要に応じ、農地中間管理機構の活用を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組
基盤整備事業は既に実施している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域の新たな担い手の育成・確保について、地域内の農業者を中心に検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
必要に応じて、防除作業の委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①鳥獣被害防止対策
 - ・ハクビシン等有害鳥獣の発生に備え罠の設置を検討する。
- ③スマート農業の検討
 - ・農業者の高齢化、担い手不足、基盤整備事業による農業区画拡大に伴い、将来的にスマート農業を検討する。
- ⑦多面的機能支払制度への取組の継続
 - ・農地の多面的な機能を継続していくため、多面的機能支払制度が継続している限り当該制度に継続して取り組む。
 - ・寺内環境を守る会、大畑保全会、鍋内環境活動組織、平鉢地域保全会、原宿活動組織における地域資源の適切な保安全管理に向けた計画は別紙のとおり

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
	別紙1のとおり		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	1経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和11年度)					
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考	
1	認農	A	複合経営	1.49 ha	ha	複合経営	1.49 ha	ha	A	
2	利用者	B	水稲	0.04 ha	ha	水稲	0.04 ha	ha	B	
3	認農	C	水稲	5.53 ha	ha	水稲	5.53 ha	ha	C	
4	利用者	D	水稲	0.15 ha	ha	水稲	0.15 ha	ha	D	
5	認農	E	複合経営	4.16 ha	ha	複合経営	4.16 ha	ha	E	
6	利用者	F	複合経営	1.43 ha	ha	複合経営	1.43 ha	ha	F	
7	認農	G	複合経営	3.53 ha	ha	複合経営	3.53 ha	ha	G	
8	利用者	H	水稲	2.19 ha	ha	水稲	2.19 ha	ha	H	
9	認農	I	水稲	0.5 ha	ha	水稲	0.5 ha	ha	I	
10	利用者	J	複合経営	0.13 ha	ha	複合経営	0.13 ha	ha	J	
11	認農	K	水稲	0.6 ha	ha	水稲	0.6 ha	ha	K	
12	利用者	L	水稲	0.44 ha	ha	水稲	0.44 ha	ha	L	
13	利用者	M	複合経営	0.15 ha	ha	複合経営	0.15 ha	ha	M	
14	利用者	N	複合経営	1.97 ha	ha	複合経営	1.97 ha	ha	N	
15	認農	O	水稲、施設野菜	4.1 ha	ha	水稲、施設	4.1 ha	ha	O	
16	利用者	P	水稲	2.4 ha	ha	水稲	2.4 ha	ha	P	
17	利用者	Q	複合経営	0.21 ha	ha	複合経営	0.21 ha	ha	Q	
18	利用者	R	水稲	1.78 ha	ha	水稲	1.78 ha	ha	R	
19	利用者	S	複合経営	1.55 ha	ha	複合経営	1.55 ha	ha	S	
20	利用者	T	複合経営	0.87 ha	ha	複合経営	0.87 ha	ha	T	
21	利用者	U	水稲	2.07 ha	ha	水稲	2.07 ha	ha	U	
22	利用者	V	複合経営	1.44 ha	ha	複合経営	1.44 ha	ha	V	
23	利用者	W	水稲	2.39 ha	ha	水稲	2.39 ha	ha	W	
24	利用者	X	複合経営	0.1 ha	ha	複合経営	0.1 ha	ha	X	
25	利用者	Y	水稲	0.07 ha	ha	水稲	0.07 ha	ha	Y	
26	利用者	Z	水稲	0.1 ha	ha	水稲	0.1 ha	ha	Z	
27	利用者	AA	水稲	0.89 ha	ha	水稲	0.89 ha	ha	AA	
28	利用者	AB	水稲	0.15 ha	ha	水稲	0.15 ha	ha	AB	
29	利用者	AC	水稲	2.07 ha	ha	水稲	2.07 ha	ha	AC	
30	利用者	AD	水稲	0.05 ha	ha	水稲	0.05 ha	ha	AD	
31	認農	AE	水稲	3.26 ha	ha	水稲	3.26 ha	ha	AE	
32	利用者	AF	水稲	4.28 ha	ha	水稲	4.28 ha	ha	AF	
33	認農	AG	水稲	4.28 ha	ha	水稲	4.28 ha	ha	AG	
34	利用者	AH	水稲	0.77 ha	ha	水稲	0.77 ha	ha	AH	
35	利用者	AI	水稲	1.38 ha	ha	水稲	1.38 ha	ha	AI	
36	利用者	AJ	水稲	0.97 ha	ha	水稲	0.97 ha	ha	AJ	
37	利用者	AK	複合経営	1.15 ha	ha	複合経営	1.15 ha	ha	AK	
38	利用者	AL	複合経営	0.56 ha	ha	複合経営	0.56 ha	ha	AL	
39	利用者	AM	複合経営	1.37 ha	ha	複合経営	1.37 ha	ha	AM	
40	利用者	AN	複合経営	1.57 ha	ha	複合経営	1.57 ha	ha	AN	
41	認農	AO	複合経営	0.97 ha	ha	複合経営	0.97 ha	ha	AO	
42	利用者	AP	複合経営	1.23 ha	ha	複合経営	1.23 ha	ha	AP	
43	利用者	AQ	複合経営	0.43 ha	ha	複合経営	0.43 ha	ha	AQ	
44	利用者	AR	複合経営	0.27 ha	ha	複合経営	0.27 ha	ha	AR	
45	認農	AS	複合経営	0.31 ha	ha	複合経営	0.31 ha	ha	AS	
46	利用者	AT	複合経営	0.47 ha	ha	複合経営	0.47 ha	ha	AT	
47	利用者	AU	複合経営	1 ha	ha	複合経営	1 ha	ha	AU	
48	利用者	AV	水稲	0.33 ha	ha	水稲	0.33 ha	ha	AV	
49	利用者	AW	複合経営	1.63 ha	ha	複合経営	1.63 ha	ha	AW	
50	認農	AX	複合経営	0.33 ha	ha	複合経営	0.33 ha	ha	AX	
51	利用者	AY	複合経営	0.27 ha	ha	複合経営	0.27 ha	ha	AY	
52	利用者	AZ	水稲	0.32 ha	ha	水稲	0.32 ha	ha	AZ	
53	利用者	BA	水稲	1.75 ha	ha	水稲	1.75 ha	ha	BA	
54	利用者	BB	水稲	0.16 ha	ha	水稲	0.16 ha	ha	BB	
55	利用者	BC	複合経営	0.22 ha	ha	複合経営	0.22 ha	ha	BC	
56	利用者	BD	複合経営	0.04 ha	ha	複合経営	0.04 ha	ha	BD	
57	認農	BE	複合経営	1.2 ha	ha	複合経営	1.2 ha	ha	BE	
58	利用者	BF	複合経営	0.07 ha	ha	複合経営	0.07 ha	ha	BF	
59	認農	BG	複合経営	0.44 ha	ha	複合経営	0.44 ha	ha	BG	
60	利用者	BH	複合経営	0.29 ha	ha	複合経営	0.29 ha	ha	BH	
61	利用者	BI	水稲	2.14 ha	ha	水稲	2.14 ha	ha	BI	
62	利用者	BJ	水稲	3.3 ha	ha	水稲	3.3 ha	ha	BJ	
63	利用者	BK	複合経営	1.57 ha	ha	複合経営	1.57 ha	ha	BK	
64	利用者	BL	水稲	0.22 ha	ha	水稲	0.22 ha	ha	BL	
65	利用者	BM	水稲	1.53 ha	ha	水稲	1.53 ha	ha	BM	
66	利用者	BN	複合経営	2.6 ha	ha	複合経営	2.6 ha	ha	BN	
67	認農	BO	複合経営	1.08 ha	ha	複合経営	1.08 ha	ha	BO	
68	利用者	BP	水稲	0.12 ha	ha	水稲	0.12 ha	ha	BP	
69	利用者	BQ	水稲	1.75 ha	ha	水稲	1.75 ha	ha	BQ	
70	利用者	BR	複合経営	1.47 ha	ha	複合経営	1.47 ha	ha	BR	

71	利用者	BS	水稻	0.84	ha	ha	水稻	0.84	ha	ha	BS	
72	利用者	BT	水稻	2.21	ha	ha	水稻	2.21	ha	ha	BT	
73	利用者	BU	複合経営	1.73	ha	ha	複合経営	1.73	ha	ha	BU	
74	認農	BV	水稻	5.52	ha	ha	水稻	5.52	ha	ha	BV	
75	利用者	BW	水稻	1.15	ha	ha	水稻	1.15	ha	ha	BW	
76	利用者	BX	複合経営	0.77	ha	ha	複合経営	0.77	ha	ha	BX	
77	利用者	BY	複合経営	0.16	ha	ha	複合経営	0.16	ha	ha	BY	
78	利用者	BZ	水稻	1.67	ha	ha	水稻	1.67	ha	ha	BZ	
79	利用者	CA	複合経営	1.92	ha	ha	複合経営	1.92	ha	ha	CA	
80	認農	CB	水稻	2.55	ha	ha	水稻	2.55	ha	ha	CB	
81	利用者	CC	水稻	1.18	ha	ha	水稻	1.18	ha	ha	CC	
82	利用者	CD	水稻	0.42	ha	ha	水稻	0.42	ha	ha	CD	
83	認農	CE	水稻	4.05	ha	ha	水稻	4.05	ha	ha	CE	
84	利用者	CF	複合経営	0.97	ha	ha	複合経営	0.97	ha	ha	CF	
85	利用者	CG	複合経営	1.15	ha	ha	複合経営	1.15	ha	ha	CG	
86	利用者	CH	複合経営	0.04	ha	ha	複合経営	0.04	ha	ha	CH	
87	利用者	CI	複合経営	0.04	ha	ha	複合経営	0.04	ha	ha	CI	
88	利用者	CJ	水稻	0.29	ha	ha	水稻	0.29	ha	ha	CJ	
89	認農	CK	複合経営	21.51	ha	ha	複合経営	21.51	ha	ha	CK	
90	利用者	CL	複合経営	0.3	ha	ha	複合経営	0.3	ha	ha	CL	
91	認農	CM	複合経営	0.73	ha	ha	複合経営	0.73	ha	ha	CM	
92	利用者	CN	複合経営	0.3	ha	ha	複合経営	0.3	ha	ha	CN	
93	利用者	CO	水稻	0.56	ha	ha	水稻	0.56	ha	ha	CO	
94	利用者	CP	複合経営	0.42	ha	ha	複合経営	0.42	ha	ha	CP	
95	利用者	CQ	複合経営	0.37	ha	ha	複合経営	0.37	ha	ha	CQ	
96	利用者	CR	複合経営	0.39	ha	ha	複合経営	0.39	ha	ha	CR	
97	認農	CS	複合経営	0.8	ha	ha	複合経営	0.8	ha	ha	CS	
98	認農	CT	複合経営	1.12	ha	ha	複合経営	1.12	ha	ha	CT	
99	認農	CU	水稻	0.92	ha	ha	水稻	0.92	ha	ha	CU	
100	利用者	CV	水稻	0.3	ha	ha	水稻	0.3	ha	ha	CV	
101	利用者	CW	水稻	0.09	ha	ha	水稻	0.09	ha	ha	CW	
102	利用者	CX	水稻	0.87	ha	ha	水稻	0.87	ha	ha	CX	
103	利用者	CY	複合経営	0.13	ha	ha	複合経営	0.13	ha	ha	CY	
104	認農	CZ	水稻	3.1	ha	ha	水稻	3.1	ha	ha	CZ	
105	認農	DA	複合経営	2.85	ha	ha	複合経営	2.85	ha	ha	DA	
106	利用者	DB	複合経営	2.96	ha	ha	複合経営	2.96	ha	ha	DB	
107	利用者	DC	複合経営	0.51	ha	ha	複合経営	0.51	ha	ha	DC	
108	利用者	DD	水稻	0.29	ha	ha	水稻	0.29	ha	ha	DD	
109	利用者	DE	複合経営	0.05	ha	ha	複合経営	0.05	ha	ha	DE	
110	利用者	DF	複合経営	1.55	ha	ha	複合経営	1.55	ha	ha	DF	
111	利用者	DG	複合経営	0.28	ha	ha	複合経営	0.28	ha	ha	DG	
112	利用者	DH	水稻	2.94	ha	ha	水稻	2.94	ha	ha	DH	
113	利用者	DI	水稻	2.29	ha	ha	水稻	2.29	ha	ha	DI	
114	認農	DJ	複合経営	1.01	ha	ha	複合経営	1.01	ha	ha	DJ	
115	利用者	DK	水稻	4.11	ha	ha	水稻	4.11	ha	ha	DK	
116	利用者	DL	水稻	0.07	ha	ha	水稻	0.07	ha	ha	DL	
117	利用者	DM	水稻	1.41	ha	ha	水稻	1.41	ha	ha	DM	
118	利用者	DN	水稻	1.68	ha	ha	水稻	1.68	ha	ha	DN	
119	利用者	DO	複合経営	0.48	ha	ha	複合経営	0.48	ha	ha	DO	
120	認農	DP	複合経営	18.61	ha	ha	複合経営	18.61	ha	ha	DP	
121	認農	DQ	水稻、施設野菜	0.62	ha	ha	水稻、施設	0.62	ha	ha	DQ	
122	利用者	DR	水稻	1.38	ha	ha	水稻	1.38	ha	ha	DR	
123	利用者	DS	水稻	0.12	ha	ha	水稻	0.12	ha	ha	DS	
124	認農	DT	複合経営	4.16	ha	ha	複合経営	4.16	ha	ha	DT	
125	利用者	DU	複合経営	0.02	ha	ha	複合経営	0.02	ha	ha	DU	
126	利用者	DV	複合経営	2.51	ha	ha	複合経営	2.51	ha	ha	DV	
127	利用者	DW	複合経営	0.28	ha	ha	複合経営	0.28	ha	ha	DW	
128	利用者	DX	複合経営	0.6	ha	ha	複合経営	0.6	ha	ha	DX	
129	認農	DY	複合経営	3.33	ha	ha	複合経営	3.33	ha	ha	DY	
130	認農	DZ	複合経営	0.49	ha	ha	複合経営	0.49	ha	ha	DZ	
131	認農	EA	複合経営	2.62	ha	ha	複合経営	2.62	ha	ha	EA	
132	認農	EB	水稻	0.73	ha	ha	水稻	0.73	ha	ha	EB	
133	利用者	EC	複合経営	0.2	ha	ha	複合経営	0.2	ha	ha	EC	
134	利用者	ED	複合経営	1.32	ha	ha	複合経営	1.32	ha	ha	ED	
135	利用者	EE	水稻	0.39	ha	ha	水稻	0.39	ha	ha	EE	
136	利用者	EF	複合経営	1.83	ha	ha	複合経営	1.83	ha	ha	EF	
137	利用者	EG	複合経営	0.57	ha	ha	複合経営	0.57	ha	ha	EG	
138	利用者	EH	複合経営	0.02	ha	ha	複合経営	0.02	ha	ha	EH	
139	利用者	EI	複合経営	2.02	ha	ha	複合経営	2.02	ha	ha	EI	
140	利用者	EJ	複合経営	0.25	ha	ha	複合経営	0.25	ha	ha	EJ	
141	利用者	EK	複合経営	0.2	ha	ha	複合経営	0.2	ha	ha	EK	
142	認農	EL	施設野菜	1.06	ha	ha	施設野菜	1.06	ha	ha	EL	
143	利用者	EM	複合経営	0.11	ha	ha	複合経営	0.11	ha	ha	EM	
144	利用者	EN	複合経営	1.38	ha	ha	複合経営	1.38	ha	ha	EN	
145	認農	EO	複合経営	4.18	ha	ha	複合経営	4.18	ha	ha	EO	
146	利用者	EP	水稻	0.19	ha	ha	水稻	0.19	ha	ha	EP	
147	利用者	EQ	複合経営	0.11	ha	ha	複合経営	0.11	ha	ha	EQ	
			合計	220	ha	ha	合計	220	ha	ha		

平鉢地域保全会地域資源保全管理構想
(平成31年3月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地

田	2,642	a
畑	2,253	a
草地		a
計)	4,895	

(2) 水路、農道、ため池

水路		
a) 開水路	4.80	km
b) パイプライン		km
附帯施設(大型集水枘、サイホン水槽ほか)		箇所
農道		
a) 本線	3.50	km
b) 附帯施設(橋梁ほか)		箇所・km
ため池		
		箇所

(3) その他施設等

・鳥獣害防止施設	箇所・km
・防風林	箇所・km
・暴風ネット	箇所・km
・揚水ポンプ	箇所
・その他()	箇所

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

(1) 農用地について行う活動

・遊休農地等の発生状況の把握	毎年	1	回	(4月)
・遊休農地発生防止のための保全活動	毎年	1	回	(10月)
・畦畔、農用地法面の草刈り	毎年	4	回	(6月から9月)
・異常気象時の見回り	洪水、台風、地震等の発生後			
・応急措置	点検結果応じて実施内容、時期を決定			
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				

(2) 水路、農道、ため池について行う活動

1) 水路				
・水路の草刈り	毎年	4	回	(6月から9月)
・水路の泥上げ	毎年	1	回	(4月)
・施設の適正管理(かんがい期前の注油等)	毎年		回	(〇月)
・異常気象時の見回り	洪水、台風、地震等の発生後			
・応急措置	点検結果応じて実施内容、時期を決定			
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				

2) 農道

・路肩、法面の草刈り	毎年	4	回	(6月から9月)
・側溝の泥上げ	毎年	1	回	(4月)
・施設の適正管理(農道の路面維持)	毎年		回	(〇月)
・異常気象時の見回り	洪水、台風、地震等の発生後			
・応急措置	点検結果応じて実施内容、時期を決定			
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				

3) ため池

・ため池の草刈り(堤体、管理用道路等)	毎年		回	(〇月、〇月、〇月)
・ため池の泥上げ	点検結果応じて実施時期を決定			
・ため池附帯施設の保守管理	点検結果応じて実施内容、時期を決定			
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				

(3) その他施設について行う活動

3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

- ・組織の構成員は「別紙」のとおりとする。
- ・組織の意思決定は総会、又は臨時会により行う。
- ・総会の議事が、出席した構成員の過半数により決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、組織規約の変更、組織の解散、構成員の除名、役員解任については、出席者の議決権の3分の2以上により決する。

(2) 構成員の役割分担

- ①農用地について行う活動
 - ②水路、農道、ため池について行う活動
 - ③その他施設について行う活動
- 上記の内容については、以下の役割分担表のとおりとする。

役割分担表（参画活動項目及び対象構成員）

構 成 員 区 分	い 農 業 者 （ 担 手 ）	い 農 業 者 以 外 （ 担 手 ）	農 土 地 持 ち 非	地 域 住 民	そ の 他 （ ）
活 動 項 目					
①農用地について行う活動					
・遊休農地等の発生状況の把握	■				
・遊休農地等発生防止のための保全活動	■	■			
・畦畔、農用地法面の草刈り	■				
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■				
②水路、農道、ため池について行う活動					
1) 水路					
・水路の草刈り	■	■			
・水路の泥上げ	■	■	■		
・施設の適正管理（かんがい前期の注油、ゲート塗布等）	■				
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■				
2) 農道					
・路肩、法面の草刈り	■	■			
・側溝の泥上げ	■	■	■	■	
・施設の適正管理（農道の路面維持等）	■	■	■	■	
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■				
3) ため池					
・ため池の草刈り（堤体等）					
・ため池の泥上げ					
・附帯施設の適正管理（かんがい前期の清掃、ゲート保守）					
・異常気象時の見回り					
・応急措置					
③その他施設について行う活動					

・鳥獣害防護柵の適正管理							
・防風林の枝払い							
・暴風ネットの適正管理							
・その他（地域内農業用特定施設）							

4. 地域農業の担い手の育成・確保

(1) 担い手農家の育成・確保

また、「人・農地プラン」は策定しておらず、今後の方向性が定まっていないが、今後の地域内の保全管理活動や営農の担い手は、地域内又は隣接集落の認定農業者や大規模経営体であり、今後も継続した組織運営と担い手を中心とした地域農業を担っていきます。

(2) 農地の利用集積

概ね、地域内外の担い手を中心に集積が進んでおり、今後も集積率の向上にむけ、話し合いを進めてるところである。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

- 1) 地域内の景観・環境を維持することで、地域の魅力を地域内外に情報発信し、地域外の人や、これまでも活動に参加していない地域内の人の参加を促し、保全管理活動の継続や強化を図る。
- 2) 地域内外の担い手（中心経営体）との協力・役割分担により保全管理の強化に努める。
- 3) 農地周辺部の林地等の整備保全に努めるとともに、発生確認のあった遊休農地等については、適宜除草、耕耘により再生を図り、農用地及び施設の保全に努める。
- 4) 農業用施設の補修、更新を図り、営農の効率化や担い手への集積を進め、地域の農業生産体制を強化し、役割分担により集落ぐるみの保全管理体制の強化に努める。

大畑保全会地区地域資源保全管理構想 (平成31年3月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地

田	4,587	a
畑	271	a
草地		a
計)	4,858	

(2) 水路、農道、ため池

水路		
a) 開水路	9.90	km
b) パイプライン		km
附帯施設(大型集水枘、サイホン水槽ほか)		数箇所
農道		
a) 本線	3.60	km
b) 附帯施設(橋梁ほか)		箇所・km
ため池	3.0	箇所

(3) その他施設等

・鳥獣害防止施設	箇所・km
・防風林	箇所・km
・暴風ネット	箇所・km
・揚水ポンプ	箇所
・その他()	箇所

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

(1) 農用地について行う活動

・遊休農地等の発生状況の把握	毎年	1	回	(4月)
・遊休農地発生防止のための保全活動	毎年	3	回	(4月、7月、10月)
・畦畔、農用地法面の草刈り	毎年	4	回	(6月、7月、8月、9月)
・異常気象時の見回り	洪水、台風、地震等の発生後			
・応急措置	点検結果に応じて実施内容、時期を決定			
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				

(2) 水路、農道、ため池について行う活動

1) 水路				
・水路の草刈り	毎年	2	回	(7月、9月)
・水路の泥上げ	毎年	1	回	(4月)
・施設の適正管理(かんがい期前の注油等)	毎年		回	適宜、点検結果に応じ実施
・異常気象時の見回り	洪水、台風、地震等の発生後			
・応急措置	点検結果に応じて実施内容、時期を決定			
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				

2) 農道

・路肩、法面の草刈り	毎年	2	回	(7月、9月)
・側溝の泥上げ	毎年	1	回	(4月)
・施設の適正管理(農道の路面維持)	毎年		回	適宜、点検結果に応じ実施
・異常気象時の見回り	洪水、台風、地震等の発生後			
・応急措置	点検結果に応じて実施内容、時期を決定			
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				

3) ため池

・ため池の草刈り(堤体、管理用道路等)	毎年	2	回	(7月、9月)
・ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定			
・ため池附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施内容、時期を決定			
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				

(3) その他施設について行う活動

3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

- ・組織の構成員は「別紙」のとおりとする。
- ・組織の意思決定は総会、又は臨時会により行う。
- ・総会の議事が、出席した構成員の過半数により決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、組織規約の変更、組織の解散、構成員の除名、役員解任については、出席者の議決権の3分の2以上により決する。

(2) 構成員の役割分担

①農用地について行う活動

②水路、農道、ため池について行う活動

③その他施設について行う活動

上記の内容については、以下の役割分担表のとおりとする。

役割分担表（参画活動項目及び対象構成員）

構 成 員 区 分	い 農 業 者 （ 担 手）	い 農 業 者 （ 担 手 以 外）	農 土 地 持 ち 非	地 域 住 民	そ の 他 （
活 動 項 目					
①農用地について行う活動					
・遊休農地等の発生状況の把握	■				
・遊休農地等発生防止のための保全活動	■	■			
・畦畔、農用地法面の草刈り	■				
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■				
②水路、農道、ため池について行う活動					
1) 水路					
・水路の草刈り	■	■			
・水路の泥上げ	■	■	■		
・施設の適正管理（かんがい前期の注油、ゲート塗布等）	■				
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■				
2) 農道					
・路肩、法面の草刈り	■	■			
・側溝の泥上げ	■	■	■	■	
・施設の適正管理（農道の路面維持等）	■	■	■	■	
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■				
3) ため池					
・ため池の草刈り（堤体等）	■	■		■	
・ため池の泥上げ	■				
・附帯施設の適正管理（かんがい前期の清掃、ゲート保守）	■				
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■				
③その他施設について行う活動					

・鳥獣害防護柵の適正管理	—				
・防風林の枝払い	■	■		■	
・暴風ネットの適正管理	■				
・その他（地域内農業用特定施設）					

4. 地域農業の担い手の育成・確保

（1）担い手農家の育成・確保

また、「人・農地プラン」は策定しておらず、今後の方向性が定まっていないが、今後の地域内の保全管理活動や営農の担い手は、地域内又は隣接集落の認定農業者や大規模経営体であり、今後も継続した組織運営と担い手を中心とした地域農業を担っていきます。

（2）農地の利用集積

概ね、地域内外の担い手を中心に集積が進んでおり、今後も集積率の向上にむけ、話し合いを進めてるところである。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

- 1) 地域内の景観・環境を維持することで、地域の魅力を地域内外に情報発信し、地域外の人や、これまでも活動に参加していない地域内の人の参加を促し、保全管理活動の継続や強化を図る。
- 2) 地域内外の担い手（中心経営体）との協力・役割分担により保全管理の強化に努める。
- 3) 農地周辺部の林地等の整備保全に努めるとともに、発生確認のあった遊休農地等については、適宜除草、耕耘により再生を図り、農用地及び施設の保全に努める。
- 4) 農業用施設の補修、更新を図り、営農の効率化や担い手への集積を進め、地域の農業生産体制を強化し、役割分担により集落ぐるみの保全管理体制の強化に努める。

(別添)

寺内環境を守る会 地域資源保全管理構想
(平成31年3月作成)

組織名称：寺内環境を守る会

代表者氏名：会長 鈴木 三郎



1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地

田 6, 745 a

畑 508 a

(別添 「様式第1-3号 Iの2の農用地面積及び添付図面」のとおり)

(2) 用排水路、農道

水路 8.5 km (開水路 8.5 km)

農道 5.3 km

(別添 「様式第1-3号 Iの2の農業用施設及び添付図面」のとおり)

(3) その他の施設

揚水ポンプ 台 (矢吹原幹線水路沿線)

(別添 位置図のとおり)

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

(1) 農用地

遊休農地等の発生状況の把握 毎年1回(4月)

遊休発生防止のための保全活動 毎年3回(4月、6月、9月)

畦畔・農用地法面の草刈り 毎年3回(6月、7月、8月)

異常気象時の見回り 洪水、台風、震度4以上の地震等の発生後

応急措置 点検結果に応じて実施時期を決定

(活動範囲は別添位置図のとおり)

(2) 用排水路、農道

ア) 用排水路

水路の草刈り 毎年2回(6月、7月)

水路の泥上げ 毎年1回(4月)

施設の適正管理(ゲート類の保守) 点検結果に応じて実施時期を決定

異常気象時の見回り 洪水、台風、震度4以上の地震等が発生後

応急措置 点検結果に応じて実施時期を決定

(活動範囲は上記(1)と同様)

イ) 農道

路肩・法面の草刈り 毎年3回(6月、7月、8月)

側溝の泥上げ	毎年1回（4月）
施設の適正管理（路面の維持）	点検結果に応じて実施時期を決定
異常気象時の見回り	洪水、台風、震度4以上の地震等が発生後
応急措置	点検結果に応じて実施時期を決定

（活動範囲は上記（1）と同様）

（3）その他の施設

- ア) 矢吹原幹線水路沿線揚水ポンプ場 台
毎年4月に試運転、調整等の保守点検と堆積物（泥、ゴミ等）の除去、清掃を行う。

3. 地域の共同活動の実施体制

（1）組織の構成員、意思決定方法

① 組織の構成員

別添 「規約 参加同意書（構成員一覧表）」のとおり

② 意思決定方法

毎年、3月の総会で当該年度の活動実績を評価するとともに、新年度活動案を作成し、了解を得る。4月には役員会において詳細な当該年度の活動計画等策定のうえ活動を開始する。

（2）構成員の役割分担

① 農用地について行う活動

毎年、活動計画に基づき、担い手農家を中心に自作小規模農家とともに、畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈りまたは除草を行うとともに、状況に応じた遊休農地等の保全管理（草刈り）や病虫害防除等を行い、ほ場内の作業性の確保や病虫害の低減を図り、農業生産、生活環境の保全に努める。

② 水路、農道について行う活動

毎年、担い手農家を中心に自作小規模農家や非農家の皆さんとともに、活動計画に位置付けた用排水路やその周辺部の草刈り又は除草を行い、さらに状況に応じた泥上げを実施することにより、通水能力を維持するとともに、病虫害発生の低減や水路法面の点検、管理の効率化に努める。

また、農道の路肩、法面やその周辺部の草刈り又は除草を行うとともに、状況に応じた側溝の泥上げを実施し、通行、農業生産及び生活環境の保全に努める。

③ その他の施設について行う活動

毎年4月には、担い手農家を中心に揚水ポンプの稼働点検および取水かご等の泥上げ清掃を行い、かんがい期終了の11月には取水かごの排水、堆積物（泥、ゴミ等）の除去、清掃を行、通水機能、能力の維持に努める。

4. 地域農業の担い手の育成・確保

（1）担い手農家の育成・確保

まだ、「人・農地プラン」を作成しておらず、現在のところ集落内の営農については、改良区水利組合を組織する担い手農家のほか、高齢化する自作小規模農家が多数を占めている。高齢化、後継者不足から、今後もこの状態を継続させていくことは困難であることを認識しており、地域農業のあり方を集落内で話し合っている最中である。

(2) 農地の利用集積

① 現状

担い手に集積するために具体的な話し合いを進めているところである。

② 目標

担い手に概ね30%の集積を目標に話し合いを進め、担い手農家の経営規模拡大に努める。

5. 適切な施設（用排水路、農道等）の保全管理に向けて取り組む活動・方策

(1) 今後の課題、目指すべき姿

改良区水利組合をはじめ、構成員の高齢化、非農業者の増加により、農地法面の草刈りや水路の泥上げ等の地域資源の保全管理活動への参加者が減少傾向となっており、高齢者や少ない人数で効率的に保全活動が行えるよう維持管理の省力化や低コスト化を図る必要がある。

(2) 取り組むべき活動・方策

計画的な施設の維持、更新等に努め、省力化や低コスト化を図るとともに、地域の景観・環境を維持することで、担い手の増加や、地域の魅力を情報発信し地域外の人やこれまで活動に参加されていない人の地域内住民の参加も促し、保全管理活動の継続や強化を目指す。

(別記1-4様式)

平成31年 3月31日

矢吹町長 野崎 吉郎 様

寺内環境を守る会
会長 鈴木 三郎

平成30年度 多面的機能支払交付金に係る地域資源保全管理構想の届出書

多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産事務次官依命通知）第1の2の（2）に基づき、別添のとおり、地域資源保全管理構想を提出します。

鍋内環境活動組織地域資源保全管理構想
(2019年3月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地

田 4,442a

畑 1,087a

(2) 水路、農道、ため池

水路 8.5km

農道 5.4km

ため池 3箇所

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

(1) 農用地について行う活動

- ・ 遊休農地の発生防止のための保全管理 年1回(4月)
- ・ 畦畔・農用地法面の草刈り 4月～9月(曜日指定)
- ・ 異常気象時の対応 甚大な災害が予想される場合

(2) 水路、農道、ため池について行う活動

① 水路

- ・ 水路の草刈り 年2回(4月・9月)
- ・ 水路の泥上げ 年2回(4月・9月)
- ・ 水路の適正管理(目地詰め等) 農閑期に実施時期を決定
- ・ 異常気象時の対応 甚大な災害が予想される場合

② 農道

- ・ 路肩・法面の草刈り 4月～9月(曜日指定)
- ・ 側溝の泥上げ 年2回(4月・9月)
- ・ 施設の適正管理(路面凹凸補修等) 年2回(4月・9月)
- ・ 側溝補修(目地詰め等) 農閑期に実施時期を決定
- ・ 異常気象時の対応 甚大な災害が予想される場合

③ ため池

- ・ 法面草刈り 年2回(6月・9月)
- ・ 堰点検 年1回(4月)
- ・ 異常気象時の対応 甚大な災害が予想される場合

3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

① 組織構成員

規約・参加同意書(構成員一覧表)による

② 意思決定方法

総会において、実績活動計画の承認を受け、次年度活動計画(案)を作成し了承を

得る。(総会は3月実施)

また、農閑期における活動については、研修会開催時に意見を集約する。

(2) 構成員の役割分担

① 農用地について行う活動

毎年、活動計画書(案)に基づき、農業従事者(構成員)により、畦畔・法面等の草刈り除草を実施。

農用地の保全管理のため、農道脇樹木の伐採を地権者から了解を得て伐採を実施する。

遊休農用地の保全管理(病害虫対策)のため草刈り等を実施し病害虫発生予防を図って行く。

② 水路、農道、ため池について行う活動

毎年、活動計画書(案)に基づき、農業従事者(構成員)により、側溝の泥上げ・法面(水路・農道・ため池)草刈り及び除草を実施し病害虫発生を予防する。

水路・側溝の通排水管理のため、農閑期に目地詰め等の補修を行い水漏れ防止に務める。

ため池堰については、通排水扉・栓の点検を実施し不具合の調査を年1回行う。

4. 地域農業の担い手の育成・確保

(1) 担い手農家の育成・確保

現在集落内では、担い手としてしては認定農業者が数名で兼業農家が進んできている状況下であり、担い手不足が考えられます。

今後は、農業用機械の高騰により担い手育成のために「集団耕作」を考える過渡期に来ています。

そのため、「人・農地プラン」については集落内で話し合っています。

(2) 農地の利用集積

① 現状

担い手に集積するため、認定農業者について話し合っています。

② 目標

担い手に、概ね25%を委ねて行きたい。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

- ・ 高齢化が進んでいくために、担い手が不足していくため、集団耕作を推進する
- ・ 遊休農地を解消するため、構成員間のコミュニケーションを図って行く
- ・ 地域の活性化を図るため地域の景観・環境の維持に対する関心を高める
- ・ 保全管理には、簡易な補修についても機械化を活用して行く